

## 転籍や退職の勧奨行為は、限度を超えると違法な権利侵害となる

2002.6.30 NEC 労働者懇談会

1. 最高裁判決では、退職勧奨について「被勧奨者の自由な意思決定が妨げられる状況にある場合、当該退職勧奨行為は違法な権利侵害となり、損害賠償の支払い義務が生じる。」と判断しています。(昭和55年7月10日最高裁第一小法廷判決 下関商業高校事件)

### 2. 神奈川労働基準局が日本鋼管へ示した「5項目の判断基準」

日本鋼管・京浜製鉄所(NKK)では、99年、出向させた労働者に対し、「55歳以上は全員一律転籍」として、様々なやり方で転籍を強要してきました。これに対し、労働者からの申し立てを受けた旧・労働省神奈川労働基準局は、会社に対し文書で、「転籍に伴う退職勧奨」であるとした上で、「退職勧奨の勧奨行為には許容される限度があり、これを超えている場合は違法な権利侵害として不法行為を構成することになる。」として「5項目の判断基準」を示し、指導しました。(平成12年2月15日「神基発・第65号」)

- (1) 出頭を命ずる職務命令が繰り返された場合
- (2) 被勧奨者(労働者)がはっきり退職する意思がないことを表明した場合に、新たな退職条件を提示するなどの特段の事情がないのに執拗に勧奨を続ける場合
- (3) 勧奨の回数及び期間などが退職を求める事情の説明及び優遇措置などの退職条件の交渉に通常必要な限度に止まらず、多数回、長期間にわたる場合
- (4) 被勧奨者に精神的な苦痛を与えるなど、自由な意思決定を妨げるような言動がある場合
- (5) 被勧奨者が希望する立会人を認めたか否か、勧奨者(会社側)の数、優遇措置の有無などについて問題がある場合

この問題は「転職強要」問題として、共産党衆議院大森議員が追求した後に、神奈川労働基準局が日本鋼管に指導したものです。その後、住友金属和歌山製鉄所の転籍強要問題で、共産党小沢議員がこの判例で追求し、厚生労働省労働基準局長はこの判断基準を認める答弁を行い、住友金属は該当する労働者に謝罪し、転籍を撤回などしています。